

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十五号）（高齢者福祉課）

一 趣旨

厚生労働省令「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」等の一部改正に伴う、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等を改定するための条例の一部改正

二 内容

- (一) 感染症や災害への対応力強化のための取組について、運営基準を新たに定める。
- (二) 地域包括ケアシステムの推進のための取組について、運営基準を新たに定める。
- (三) 介護人材の確保・介護現場の革新のための取組について、運営基準を新たに定める。
- (四) 虐待防止への取組について、運営基準を新たに定める。

三 施行期日

令和三年四月一日

ただし、二(一)、二(二)及び四については、令和六年四月一日